

第 9 章 公 害 苦 情

1 公害苦情の概況

令和6年度における公害苦情の申立件数は、年間で93件でした。

種類別の内訳は、図9-1-1のとおりで、苦情件数が多い順に、騒音41件(約44%)、大気汚染22件(約24%)、悪臭16件(約17%)、水質汚濁7件(約8%)、振動4件(約4%)、その他3件(約3%)となりました。

月別の苦情件数は、図9-1-2のとおりです。

なお、令和5年度公害苦情調査結果報告書(公害等調整委員会事務局, 令和6年12月)によれば、全国の公害苦情受付件数は約7万件であり、そのうち典型7公害の種類別にみると、騒音が約39%と最も多く、次いで大気汚染が約27%、悪臭が約20%、水質汚濁が約10%、振動が約4%、土壌汚染が0.4%及び地盤沈下が0.1%でした

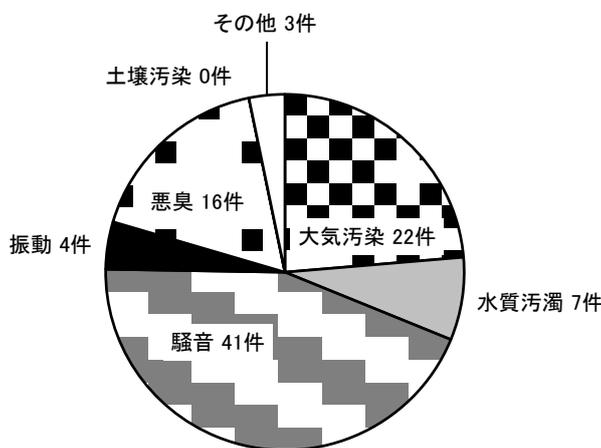


図9-1-1 公害苦情の種類別件数(令和6年度)

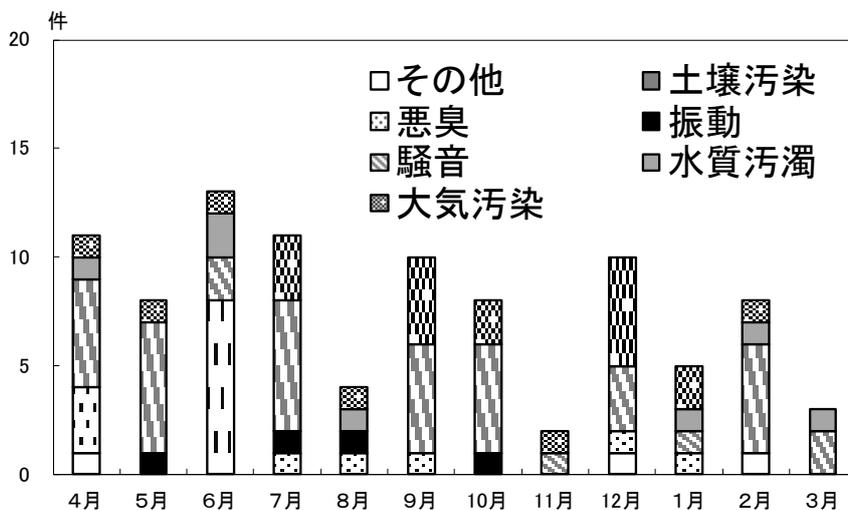


図9-1-2 公害苦情の種類別件数(月別)

2 公害苦情件数の内訳

(1) 地区別苦情件数及び用途地域別苦情件数

公害苦情が発生した地区別の内訳は表9-2(1)-1のとおりで、苦情件数の多い地区としては、小名浜地区が35件(約38%)、平地区が20件(約22%)及び勿来地区が11件(約12%)でした。

公害苦情が発生した用途地域別の内訳は表9-2(1)-2のとおりで、苦情件数の多い用途地域としては、住居関係地域が50件(約54%)、工業関係地域が12件(約13%)及び商業関係地域が6件(約6%)でした。

表9-2(1)-1 公害苦情発生地区別件数

(令和6年度)

地区	件数	苦情の種類							
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他
平	20	6	2	10		1			1
小名浜	35	12	3	12	1	6			1
勿来	11	3		4	2	2			
常磐	11			6		4			1
内郷	7			4	1	2			
四倉	1	1							
遠野	1			1					
小川									
好間	5		1	4					
三和	1					1			
田人	1		1						
川前									
久之浜・大久									
合計	93	22	7	41	4	16			3

表9-2(1)-2 公害苦情発生地域別(用途地域別)件数

(令和6年度)

地域	件数	苦情の種類							
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他
都市計画区域	73	18	3	35	2	13			2
第1種低層住居専用地域	11	2		7					2
第2種低層住居専用地域									
第1種中高層住居専用地域	12	2		9		1			
第2種中高層住居専用地域	1	1							
第1種住居地域	21	4		10	1	6			
第2種住居地域	3	1		2					
準住居地域	2		1	1					
近隣商業地域	1					1			
商業地域	5	2	1	2					
準工業地域	2	1		1					
工業地域	7	2		1	1	3			
工業専用地域	3	2				1			
市街化調整区域	5	1	1	2		1			
都市計画区域外・不明	20	4	4	6	2	3			1
合計	93	22	7	41	4	16			3

(2) 発生源別苦情件数

公害苦情の発生源別（業種別）の内訳は表9-2(2)-1のとおりで、苦情件数の多い業種としては、建設業32件（約34%）、製造業13件（約14%）及び家庭生活等11件（約12%）でした。

表9-2(2)-1 公害苦情発生源別(業種別)件数

(令和6年度)

大分類	中分類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	計
農業、林業		1								1
建設業	総合工事業	8		6	3					17
	その他	2	1	10		1			1	15
製造業	食料品製造業		2	1		1				4
	木材・木製品製造業	4	1							5
	化学工業					2				2
	その他	1		1						2
電気・ガス・熱供給・水道業				1						1
運輸業、郵便業		3		1	1					5
卸売業、小売業				3		1			1	5
サービス業		1		7		2				10
公務				1						1
分類不能の産業						1				1
家庭生活等			1	7		2			1	11
不明		2	2	3		6				13
合計		22	7	41	4	16			3	93

3 いわき市の取組

公害紛争の歴史は古く、昭和30年代後半には高度経済成長の中で大気汚染や水質汚濁などといった公害が大きな社会問題となりました。そのような時代背景から、国では公害紛争を迅速かつ適正に処理していくため、昭和45年に「公害紛争処理法」を制定し、公害苦情の処理業務を制度化しました。

本市は、同法に基づき「いわき市公害苦情相談員設置要綱」を定め、環境監視センター、環境企画課及び各支所に公害苦情相談員を設置し、市民からの公害苦情に関する相談に応じ、必要な調査、指導及び助言を行っています。

また、市民が健康で文化的な生活を営むため、公害等の未然防止に努めるとともに、近年、複雑多岐にわたる苦情等に対処するため、関係機関と連携を図りながら、生活環境の保全等に努めています。